

議案第 71 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和6年第4回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年11月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第32条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	191,400	225,600	279,600	300,700	353,600
	2	192,700	227,600	281,500	302,500	355,700
	3	194,000	229,600	283,300	304,300	357,800
	4	195,300	231,600	285,000	306,100	359,900
	5	196,700	233,600	286,700	308,000	362,000
	6	198,300	235,700	288,500	309,800	364,000
	7	200,000	237,700	290,200	311,600	365,900
	8	201,800	239,700	292,000	313,400	367,700
	9	203,600	241,700	293,800	315,300	369,500
	10	205,500	243,500	295,600	317,300	371,300
	11	207,500	245,300	297,400	319,400	373,200
	12	209,600	247,100	299,200	321,500	375,100
	13	211,600	248,900	301,000	323,600	377,000
	14	213,500	250,700	302,800	325,700	378,800
	15	215,500	252,500	304,600	327,900	380,600
	16	217,500	254,300	306,400	330,100	382,500
	17	219,600	256,200	308,200	332,200	384,400
	18	221,900	258,200	310,200	334,100	386,200
	19	224,200	260,100	312,300	336,000	388,100
	20	226,500	262,000	314,400	337,800	389,900
	21	228,800	263,800	316,400	339,500	391,700
	22	229,700	265,500	318,300	341,300	393,600
	23	230,600	267,100	320,200	343,100	395,400
	24	231,500	268,700	322,000	344,900	397,200
	25	232,300	270,200	323,800	346,700	399,000
	26	233,200	271,800	325,600	348,500	400,800
	27	234,100	273,400	327,400	350,300	402,600
	28	235,000	274,900	329,200	352,100	404,400
	29	235,900	276,400	330,900	353,900	406,200
	30	236,800	277,900	332,600	355,700	408,000
	31	237,700	279,500	334,400	357,400	409,800
	32	238,600	281,100	336,100	359,200	411,600
	33	239,500	282,600	337,800	361,000	413,400
	34	240,500	284,200	339,500	362,800	415,200
	35	241,500	285,700	341,300	364,600	417,000
	36	242,500	287,200	343,000	366,300	418,700
	37	243,500	288,700	344,700	368,100	420,400
	38	244,500	290,200	346,400	369,900	422,200
	39	245,500	291,700	348,100	371,700	423,900
	40	246,500	293,300	349,800	373,500	425,600
	41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300
	42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000
	43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700
	44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	253, 100	300, 900	358, 000	382, 000	434, 100
	46	254, 200	302, 400	359, 600	383, 700	435, 800
	47	255, 200	303, 900	361, 200	385, 300	437, 500
	48	256, 200	305, 400	362, 800	386, 900	439, 200
	49	257, 200	307, 000	364, 400	388, 500	440, 900
	50	258, 200	308, 500	366, 000	390, 100	442, 600
	51	259, 200	310, 000	367, 600	391, 700	444, 200
	52	260, 200	311, 500	369, 200	393, 300	445, 800
	53	261, 200	313, 000	370, 700	394, 900	447, 300
	54	262, 200	314, 500	372, 200	396, 500	448, 800
	55	263, 200	316, 000	373, 800	398, 000	450, 300
	56	264, 200	317, 500	375, 300	399, 500	451, 800
	57	265, 100	319, 000	376, 800	401, 000	453, 200
	58	266, 100	320, 500	378, 200	402, 500	454, 600
	59	267, 100	322, 000	379, 600	403, 900	456, 000
	60	268, 000	323, 500	381, 000	405, 300	457, 400
	61	268, 900	325, 000	382, 300	406, 600	458, 700
	62	269, 800	326, 500	383, 500	407, 900	460, 000
	63	270, 700	328, 000	384, 700	409, 300	461, 200
	64	271, 700	329, 400	385, 800	410, 700	462, 300
	65	272, 600	330, 800	386, 800	412, 000	463, 300
	66	273, 600	332, 200	387, 800	413, 300	464, 300
	67	274, 500	333, 600	388, 700	414, 700	465, 200
	68	275, 400	335, 000	389, 600	416, 000	466, 100
	69	276, 300	336, 300	390, 400	417, 200	467, 000
	70	277, 200	337, 600	391, 300	418, 400	467, 900
	71	278, 100	338, 800	392, 100	419, 600	468, 700
	72	279, 100	340, 000	392, 900	420, 900	469, 400
	73	280, 000	341, 200	393, 600	422, 100	470, 100
	74	280, 900	342, 400	394, 300	423, 200	470, 700
	75	281, 800	343, 600	394, 900	424, 400	471, 300
	76	282, 600	344, 800	395, 500	425, 500	471, 800
	77	283, 400	345, 900	396, 000	426, 500	472, 300
	78	284, 300	347, 100	396, 600	427, 500	472, 800
	79	285, 200	348, 200	397, 100	428, 500	473, 300
	80	286, 000	349, 200	397, 600	429, 500	473, 800
	81	286, 800	350, 200	398, 100	430, 500	474, 300
	82	287, 600	351, 200	398, 600	431, 400	474, 800
	83	288, 400	352, 100	399, 000	432, 300	475, 300
	84	289, 200	353, 000	399, 400	433, 100	475, 800
	85	290, 000	353, 900	399, 700	433, 800	476, 300
	86	290, 800	354, 700	400, 100	434, 300	476, 800
	87	291, 600	355, 500	400, 500	434, 700	477, 300
	88	292, 300	356, 200	400, 900	435, 100	477, 800
	89	293, 000	356, 800	401, 300	435, 500	478, 300
	90	293, 700	357, 500	401, 700	436, 000	478, 800
	91	294, 400	358, 100	402, 100	436, 400	479, 300
	92	295, 100	358, 600	402, 500	436, 800	479, 800

	93	295, 800	359, 100	402, 900	437, 100	480, 300
	94	296, 500	359, 700	403, 300	437, 500	480, 800
	95	297, 200	360, 300	403, 700	437, 900	481, 300
	96	297, 900	360, 800	404, 100	438, 300	481, 800
	97	298, 600	361, 300	404, 500	438, 700	482, 300
	98	299, 300	361, 900	404, 900	439, 100	482, 800
	99	300, 000	362, 400	405, 300	439, 500	483, 300
	100	300, 600	362, 900	405, 700	439, 900	483, 800
	101	301, 200	363, 300	406, 100	440, 300	484, 300
	102	301, 900	363, 800	406, 500	440, 700	
	103	302, 600	364, 300	406, 900	441, 100	
	104	303, 200	364, 800	407, 300	441, 500	
	105	303, 800	365, 300	407, 700	441, 900	
	106	304, 400	365, 700	408, 100	442, 300	
	107	305, 000	366, 100	408, 500	442, 700	
	108	305, 500	366, 500	408, 900	443, 100	
	109	306, 000	366, 900	409, 200	443, 500	
	110	306, 600	367, 300	409, 600	443, 900	
	111	307, 200	367, 600	409, 900	444, 300	
	112	307, 700	367, 900	410, 300	444, 700	
	113	308, 200	368, 200	410, 700	445, 100	
	114	308, 700	368, 600	411, 100	445, 500	
	115	309, 200	368, 900	411, 500	445, 900	
	116	309, 700	369, 200	411, 900	446, 300	
	117	310, 100	369, 500	412, 200	446, 700	
	118	310, 600	369, 900	412, 600	447, 100	
	119	311, 100	370, 200	412, 900	447, 500	
	120	311, 600	370, 500	413, 300	447, 900	
	121	312, 000	370, 800	413, 700	448, 300	
	122	312, 400	371, 200	414, 100	448, 700	
	123	312, 800	371, 500	414, 400	449, 100	
	124	313, 200	371, 800	414, 800	449, 500	
	125	313, 600	372, 100	415, 200	449, 900	
	126	314, 000	372, 500	415, 600	450, 300	
	127	314, 300	372, 800	416, 000	450, 700	
	128	314, 600	373, 100	416, 400	451, 100	
	129	314, 900	373, 400	416, 700	451, 500	
	130	315, 300	373, 800	417, 100	451, 900	
	131	315, 600	374, 100	417, 500	452, 300	
	132	315, 900	374, 400	417, 900	452, 700	
	133	316, 200	374, 700	418, 200	453, 100	
	134	316, 500	375, 100	418, 600		
	135	316, 900	375, 400	419, 000		
	136	317, 200	375, 700	419, 400		
	137	317, 500	376, 000	419, 700		
	138	317, 900	376, 400	420, 100		
	139	318, 200	376, 700	420, 500		
	140	318, 500	377, 000	420, 800		

	141	318, 800	377, 300	421, 100		
	142	319, 200	377, 600	421, 500		
	143	319, 500	377, 900	421, 900		
	144	319, 800	378, 200	422, 200		
	145	320, 100	378, 500	422, 500		
	146	320, 500	378, 800	422, 900		
	147	320, 800	379, 100	423, 300		
	148	321, 100	379, 400	423, 600		
	149	321, 400	379, 700	423, 900		
	150	321, 800	380, 000			
	151	322, 100	380, 300			
	152	322, 400	380, 600			
	153	322, 700	380, 900			
	154	323, 000	381, 200			
	155	323, 300	381, 500			
	156	323, 600	381, 800			
	157	323, 900	382, 100			
	158	324, 200	382, 400			
	159	324, 500	382, 700			
	160	324, 800	383, 000			
	161	325, 100	383, 300			
	162	325, 400	383, 600			
	163	325, 700	383, 900			
	164	326, 000	384, 200			
	165	326, 300	384, 500			
	166	326, 600	384, 800			
	167	326, 900	385, 100			
	168	327, 200	385, 400			
	169	327, 500	385, 700			
	170		386, 000			
	171		386, 300			
	172		386, 600			
	173		386, 900			
	174		387, 200			
	175		387, 500			
	176		387, 800			
	177		388, 100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 223, 500	円 262, 600	円 281, 300	円 299, 600	円 330, 700

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

1万500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第15条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第17条第1項第2号中「、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第32条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1

万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第32条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額	(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第32条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（扶養手当） 第14条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	（扶養手当） 第14条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1）<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一</u>

	<u>致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>
(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略	(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略
3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 1万500円</u> (2) <u>前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円</u>	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</u> (2) <u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</u>
4 略 第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければなら	4 略 第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければなら

ない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係という。）の相手方（以下「パートナ

ない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

ーシップ関係の相手方」という。))

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子) が現に居住する住宅 (公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。) に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額 2 万 7, 000 円以上の家賃を支払っているもの

2 及び 3 略

(期末手当)

第 29 条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第 13 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に 100 分の 107.5 を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 61.25」とする。

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子) が現に居住する住宅 (公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。) に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額 2 万 7, 000 円以上の家賃を支払っているもの

2 及び 3 略

(期末手当)

第 29 条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100 分の 130 を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第 13 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に 100 分の 112.5 を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 63.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 略

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																		
給 料 表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（10,595 円、2.59％）を解消するため、給料月額を引き上げる。																																																		
扶 養 手 当	配偶者等及び子に係る手当額（月額） <table><tr><th></th><th>現 行</th><th colspan="2">経 過 措 置</th><th>令和9年度</th></tr><tr><th></th><th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th></th></tr><tr><td>配偶者等</td><td>6,000 円</td><td>4,000 円</td><td>2,000 円</td><td>廃 止</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000 円</td><td>9,500 円</td><td>10,000 円</td><td>10,500 円</td></tr></table>		現 行	経 過 措 置		令和9年度			令和7年度	令和8年度		配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃 止	子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円																														
	現 行	経 過 措 置		令和9年度																																															
		令和7年度	令和8年度																																																
配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃 止																																															
子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円																																															
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数 <table><tr><th></th><th colspan="3">現 行</th><th colspan="3">第1条による改正 (令和6年度の支給月数)</th><th colspan="3">第2条による改正 (令和7年度の支給月数)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.20</td><td>1.125</td><td>2.325</td><td>1.20</td><td>1.125</td><td>2.325</td><td><u>1.25</u></td><td><u>1.175</u></td><td><u>2.425</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.20</td><td>1.125</td><td>2.325</td><td><u>1.30</u></td><td><u>1.225</u></td><td><u>2.525</u></td><td><u>1.25</u></td><td><u>1.175</u></td><td><u>2.425</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.40</td><td>2.25</td><td>4.65</td><td><u>2.50</u></td><td><u>2.35</u></td><td><u>4.85</u></td><td>2.50</td><td>2.35</td><td>4.85</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.20	1.125	2.325	1.20	1.125	2.325	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>	12 月期	1.20	1.125	2.325	<u>1.30</u>	<u>1.225</u>	<u>2.525</u>	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>	合 計	2.40	2.25	4.65	<u>2.50</u>	<u>2.35</u>	<u>4.85</u>	2.50	2.35	4.85
		現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)																																											
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																									
	6 月期	1.20	1.125	2.325	1.20	1.125	2.325	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>																																									
	12 月期	1.20	1.125	2.325	<u>1.30</u>	<u>1.225</u>	<u>2.525</u>	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>																																									
	合 計	2.40	2.25	4.65	<u>2.50</u>	<u>2.35</u>	<u>4.85</u>	2.50	2.35	4.85																																									
	管理職員の支給月数 <table><tr><th></th><th colspan="3">現 行</th><th colspan="3">第1条による改正 (令和6年度の支給月数)</th><th colspan="3">第2条による改正 (令和7年度の支給月数)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.025</td><td>1.30</td><td>2.325</td><td>1.025</td><td>1.30</td><td>2.325</td><td><u>1.075</u></td><td><u>1.35</u></td><td><u>2.425</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.025</td><td>1.30</td><td>2.325</td><td><u>1.125</u></td><td><u>1.40</u></td><td><u>2.525</u></td><td><u>1.075</u></td><td><u>1.35</u></td><td><u>2.425</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.05</td><td>2.60</td><td>4.65</td><td><u>2.15</u></td><td><u>2.70</u></td><td><u>4.85</u></td><td>2.15</td><td>2.70</td><td>4.85</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.025	1.30	2.325	1.025	1.30	2.325	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>	12 月期	1.025	1.30	2.325	<u>1.125</u>	<u>1.40</u>	<u>2.525</u>	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>	合 計	2.05	2.60	4.65	<u>2.15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2.15	2.70	4.85
		現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)																																											
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																									
	6 月期	1.025	1.30	2.325	1.025	1.30	2.325	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>																																									
12 月期	1.025	1.30	2.325	<u>1.125</u>	<u>1.40</u>	<u>2.525</u>	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>																																										
合 計	2.05	2.60	4.65	<u>2.15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2.15	2.70	4.85																																										
定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数 <table><tr><th></th><th colspan="3">現 行</th><th colspan="3">第1条による改正 (令和6年度の支給月数)</th><th colspan="3">第2条による改正 (令和7年度の支給月数)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr><tr><td>6 月期</td><td>0.675</td><td>0.55</td><td>1.225</td><td>0.675</td><td>0.55</td><td>1.225</td><td><u>0.70</u></td><td><u>0.575</u></td><td><u>1.275</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>0.675</td><td>0.55</td><td>1.225</td><td><u>0.725</u></td><td><u>0.60</u></td><td><u>1.325</u></td><td><u>0.70</u></td><td><u>0.575</u></td><td><u>1.275</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.35</td><td>1.10</td><td>2.45</td><td><u>1.40</u></td><td><u>1.15</u></td><td><u>2.55</u></td><td>1.40</td><td>1.15</td><td>2.55</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.675	0.55	1.225	0.675	0.55	1.225	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	12 月期	0.675	0.55	1.225	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	合 計	1.35	1.10	2.45	<u>1.40</u>	<u>1.15</u>	<u>2.55</u>	1.40	1.15	2.55	
	現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)																																												
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																										
6 月期	0.675	0.55	1.225	0.675	0.55	1.225	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>																																										
12 月期	0.675	0.55	1.225	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>																																										
合 計	1.35	1.10	2.45	<u>1.40</u>	<u>1.15</u>	<u>2.55</u>	1.40	1.15	2.55																																										
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数 <table><tr><th></th><th colspan="3">現 行</th><th colspan="3">第1条による改正 (令和6年度の支給月数)</th><th colspan="3">第2条による改正 (令和7年度の支給月数)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr><tr><td>6 月期</td><td>0.5875</td><td>0.6375</td><td>1.225</td><td>0.5875</td><td>0.6375</td><td>1.225</td><td><u>0.6125</u></td><td><u>0.6625</u></td><td><u>1.275</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>0.5875</td><td>0.6375</td><td>1.225</td><td><u>0.6375</u></td><td><u>0.6875</u></td><td><u>1.325</u></td><td><u>0.6125</u></td><td><u>0.6625</u></td><td><u>1.275</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.175</td><td>1.275</td><td>2.45</td><td><u>1.225</u></td><td><u>1.325</u></td><td><u>2.55</u></td><td>1.225</td><td>1.325</td><td>2.55</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.5875	0.6375	1.225	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	12 月期	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	合 計	1.175	1.275	2.45	<u>1.225</u>	<u>1.325</u>	<u>2.55</u>	1.225	1.325	2.55	
	現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)																																												
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																										
6 月期	0.5875	0.6375	1.225	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>																																										
12 月期	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>																																										
合 計	1.175	1.275	2.45	<u>1.225</u>	<u>1.325</u>	<u>2.55</u>	1.225	1.325	2.55																																										
施行期日等	1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行する。 3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。 4 扶養手当に係る改正について、必要な経過措置を設ける。																																																		